

発議第 1 号

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成 28 年 3 月 11 日 提出

豊後大野市議会議長 小 野 順 一 様

提出者 豊後大野市議会運営委員会
委員長 衛 藤 正 宏

提案理由

市長、副市長、教育長等の給与改定の状況等に鑑み、市議会議員の期末手当
について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段中「100分の145」を「100分の150」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。